

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害給付の変更決定に関する処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、美容師として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、当日の勤務を終え原動機付自転車を運転して帰宅する途中、交差点を直進していた際、右折してきた対向車と衝突し負傷した。

請求人は、ただちにC病院に搬送され、以後複数の医療機関で加療した結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）とされた。

その後、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「脳外傷による高次脳機能障害、器質性精神障害」と診断され、再発認定を受け、平成〇年〇月〇日再び治癒した（以下「再治癒」という。）。

請求人は、再治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第5級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、障害等級第5級に応ずる障害年金を受給していたが、平成〇年〇月〇日、監督署長に障害給付変更請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存す

る障害は第14級に該当するものと認め、同等級に変更する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、請求人の高次脳機能障害は回復することなく、リハビリテスト等の結果から同障害による症状が認められることから、請求人に残存する障害は、障害等級第5級以上に該当する旨主張しているので、以下検討する。

(2) E医師は、平成〇年〇月〇日付け脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書において、請求人の再治癒時の状態を、4能力のうち意思疎通能力は、「困難はあるが概ね自力でできる（多少喪失）」とし、その他の3能力については、いずれも「困難はあるが多少の援助があればできる（相当程度喪失）」としているところ、同医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、要旨、「投薬に関しては内服を拒否。自己ペースで復職を果たし、現在ではほぼ完治に近い状態」、「非器質性精神障害:完治、外傷による高次脳機能障害:ほぼ完治に近い状態、外傷性脳せき髄漏出症:ほぼ完治」、「少なくとも重度の

障害は認められていない。」と述べている。また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び同年〇月〇日付け脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書並びに平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「4能力のいずれもとくに問題ない（障害なし）」、「注意集中力の低下、複雑情報処理能力の低下を認めるが重篤なものではない」と述べている。

(3) 当審査会としても、請求人の傷病の状態について、診療録及び請求人の日常生活状況報告表等の一件記録を精査したが、上記両医師の意見は妥当であるものと判断する。よって、請求人に残存する障害の程度は、4能力のいずれか1つ以上の能力が多少とも失われていることを要件とする障害等級第12級の12には及ばず、障害等級第14級の9「通常の労務に服することはできるが、高次脳機能障害のため、軽微な障害を残すもの」に該当すると判断する。

(4) なお、請求人の右手に麻痺が残存するとの請求代理人の主張について、F医師は、上記意見書において、麻痺の程度についての意見は何も述べておらず、この点、Gは、要旨、「カルテを確認したところ、麻痺の障害があれば通常記載されるが、麻痺についての記載はなかった。請求人に麻痺は認められなかったと思います。」と述べている。また、請求代理人は、日常生活状況報告表において、「右手は動く（字を書く時、手がしびれる）」と回答していることも併せ鑑みると、当審査会としても、請求人の右手に麻痺は残存してないとみるのが相当であり、請求代理人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に変更する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。